

令和5年度中野区幼稚園類似施設の 保護者向け補助金のご案内



01 補助の対象

■ 次の全てに該当する方

- (1)中野区に居住・住民登録があり、園児(子ども)と同一世帯である
 - (2)(1)の園児が、幼稚園類似施設として東京都に認定を受けた施設に通園している
 - (3)園児の入園料や保育料を負担している
 - (4)園児が平成29年4月2日～令和3年4月1日(2017年4月2日～2021年4月1日)生まれ
- ※満3歳クラスは、園則で満3歳クラスが定められている園に通園している場合のみ補助対象です。
※満3歳は、3歳の誕生日を迎えた月から補助対象です。

02 補助金の種類と内容

■ 入園料・保育料への補助(所得制限なし)

- (1)入園料補助金:45,000円(限度額)
 - (2)保護者補助金(保育料への補助金):月額37,700円(限度額)
- 実際にかかった保育料が限度額より低い場合は、実費が補助金額です。

補助金の計算方法について
☞<05 関連ホームページ/よくある質問など>の⑤へ

03 申請書類と期限について

■ 申請書類

(1)申請書

(令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書)

(2)本人確認書類の写し

顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証(両面)、パスポート、

または 障害者手帳、在留カード(両面)等

顔写真なし証明書(2点)…健康保険証(両面)、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、

後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、

特別児童扶養手当証書等

(3)判定に必要な添付書類

☞P3の<07 申請に必要な書類の確認表>へ

■ 申請期限

▶ 第一次期限

2023年7月14日(金)17時必着

▶ 今年度最終期限

2024年3月8日(金)17時必着

☞申請は年度毎に1回必要です。

☞書類の到達を確認したい場合は、簡易書留等のご利用をおすすめします。

04 補助金交付時期(口座振り込み日)

第一次期限に間に合った方は以下の日程で振込予定です。

■ 入園料補助金

2023年10月31日(火)予定

■ 保護者補助金

▶第一次期限 2023年4月 - 2023年9月分

2023年10月31日(火)予定

▶今年度最終期限 2023年10月 - 2024年3月分

2024年3月29日(金)予定

- ☞申請書が第一次期限後に到着した場合、一年間分を一括で3月末にお振込します。
- ☞各補助金は振込前(約1週間前)に交付決定通知を送付します。(保護者補助金は、10月に一年間分の交付決定通知を送付します。捨てずに保管してください。)

05 関連ホームページ/よくある質問など

①補助金の申請について
(各種申請書・提出用紙のダウンロード)



②退園・転出をするとき



③振込口座変更をするとき



④申請時の注意事項、よくある質問について



⑤補助金の計算方法について



MEMO

06 申請用紙記入例

第1号様式（第10条関係）

☆申請印はスタンプ印不可。消せるボールペン・鉛筆での記入不可

令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金等申請書兼口座振替依頼書

私立幼稚園等の名称	(左の特は記載不要です。)				フリガナ	ナカノ	サブ	ロウ
	令和 幼稚園				氏名	中野	三郎	
入園日	年	月	日	フリガナ	氏名	中野	三郎	
	2	0	2	フリガナ	氏名	中野	三郎	
	3	0	4	フリガナ	氏名	中野	三郎	
	0	4	0	フリガナ	氏名	中野	三郎	
	1			フリガナ	氏名	中野	三郎	

①
新入園児用

入園式または園の定める入園日をご記入ください。

町丁名の記入漏れにご注意ください。
例：中野区 本町 2丁目

3 中野区が幼稚園等に補助金交付対象であることを通知し、

申請日 2023年 7月 1日

住所 〒164-0001 中野区 △▽ ◆丁目 ●番 ▲▼号 △△ハイツ101号室

フリガナ ナカノ ハナコ

申請者 (口座名義) 中野 花子

申請者の生年月日 1985年 03月 20日

振込先金融機関 中野銀行 中野支店

2022年1月2日以降に中野区へ転入した方は、転入日と2022年1月1日現在の住所を記載してください。

中野区転入日 2023年 1月 3日

2022年1月1日の住所 東京都杉並区 ●●丁目●●番●●号●●マンション●●●●

に対する補助金(入園料補助金・保護者補助金)及び実費徴収に係る徴収に係る補給交付補助金の審査にあたり、次の事項に同意します。

氏名及び生年月日	園児から見た続柄	通園・通学先等(兄弟姉妹がいる場合)	学年
中野 太郎	父		
		令和小学校	3
		令和幼稚園	年長

- 朱肉を使う印鑑 (認印、銀行印など)
- × スタンプ印 (シャチハタなど)

上記の方のうち、園児及び申請者と別居している方の氏名及び住所を記載してください。

氏名	中野 太郎	現住所	大阪府大阪市北区●丁目●●番●●号●●●●
生年月日	1984年4月5日	園児から見た続柄	父
転入年月日		転出年月日	2021年12月31日

東日本大震災の被災者に該当する方はチェックしてください

ひとり親世帯、障害がある方のいる世帯の方はチェックしてください

2022年/2023年1月1日時点で国外に居住し、所得が確認できる資料が提出できない方はチェックしてください

☆申請印はスタンプ印不可。消せるボールペン・鉛筆での記入不可

☆令和5年1月1日現在で中野区に住所のなかった方は、その方の令和4年度及び令和5年度の住民税額の決定通知書又は住民税課税(非課税)証明書(いずれも扶養人数が分かること。コピー可。))が必要となります。申請書と一緒にご提出ください。

令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金等申請書兼口座振替依頼書 (進級用)

私立幼稚園等の名称	令和 幼稚園	フリガナ	ナカノ	モモ
		園児氏名	中野	桃子

中野区長宛て

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費について、次の通り請求します。併せて中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金(入園料補助金・保護者補助金)を申請します。なお、施設等利用費、中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金(入園料補助金・保護者補助金)及び実費徴収に係る補給交付補助金を申請します。

- 必要限度において、園児の属する世帯について中野区長が保有している住民記録、生活保護及び税に関する情報を利用すること。
- 交付決定された補助金の請求および返納に関する手続きについては、交付要綱に規定する中野区長の指定するものに委任すること。
- 中野区が幼稚園等に補助金交付対象であることを通知し、申請子どもの在園状況、保育料等の納付状況を確認すること。

申請日 令和 5年 7月 10日

②
進級児用

申請者や振込先を変更したい場合は、「(2)変更がある場合」に変更後の情報を記入してください。

変更点がなければ、(2)は空欄のまま、申請日を記入し、押印して送付してください。

(1) 下記の内容に変更がない場合 ・電話番号を記入し、申請印を必ず押してください。 (電話番号が印字されている場合は、ご確認ください。)		(2) 変更がある場合 ・変更箇所の右側に必要事項を記載してください。 ・電話番号を記入し、申請印を必ず押してください。	
〒164-0001 中野区 △▽ ◆丁目 ●番 ▲▼号 △△ハイツ101号室 中野 花子		〒 - - - - -	
フリガナ	ナカノ ハナコ	フリガナ	中野 桃子
申請者 (口座名義)	中野 花子	フリガナ	中野 桃子
電話番号	×××-●●●●-△△△△	フリガナ	中野 桃子
申請者の生年月日	昭和58年2月22日	フリガナ	中野 桃子
振込先金融機関	中野銀行 中野支店 1234***	フリガナ	中野 桃子

- 朱肉を使う印鑑 (認印、銀行印など)
- × スタンプ印 (シャチハタなど)

昭和56年4月5日生まれ	父		
中野 一郎	兄	令和小学校	
平成24年8月31日生まれ			
中野 三郎	弟	令和幼稚園	
平成29年11月8日生まれ			
年 月 日生まれ			
年 月 日生まれ			

東日本大震災の被災者の方はチェックしてください

ひとり親世帯等の特別に該当する方はチェックしてください

☆要添付書類

令和5年1月1日現在で国外に居住し、所得を確認できる資料が提出できない方はチェックしてください

07 添付書類の確認表

以下のいずれかに該当する☑場合には、申請書と本人確認書類に加えて、各添付書類の提出及び対応が必要です。※この表の提出は不要です。ご自身での確認にお使いください。



▶ひとり親等世帯



Ⅰ ひとり親世帯の場合

ひとり親の場合、保護者が現在婚姻していないことがわかる書類（次のいずれか一つ）

- ▶児童扶養手当受給者証の写し
- ▶保護者の戸籍謄本の写し
- ▶（外国籍の方の場合）婚姻要件具備証明書（独身証明書）の写し※訳文付き

Ⅱ 障害者がいる世帯の場合

障害のある世帯員の状態がわかる書類（次のいずれか一つ）

- ▶身体障害者手帳の写し
- ▶療育（愛の）手帳の写し
- ▶精神障害者保健福祉手帳の写し
- ▶特別児童手当受給者証の写し
- ▶障害基礎年金の受給者証の写し

▶中野区に2022年1月1日から住民登録がない、それ以降に中野区に転入した



Ⅰ 国内転入の場合

以下の場合、住民税の証明書類が必要です。

- ▶（2022年/2023年）1月1日 いずれかの時点で、世帯全員の住民登録が中野区にない



中野区に転入前の自治体が発行する住民税証明書類（次のいずれか一つ）

- ▶住民税課税証明書／住民税非課税証明書 の写し
- ▶住民税の決定通知書 の写し

必要書類の対象年度

- ▶【2022年1月2日 - 2023年1月1日】に中野区に転入した場合 ⇒ **令和4年度分**の住民税書類
- ▶【2023年1月2日以降】に中野区に転入した場合 ⇒ **令和4年度分 + 令和5年度分**の住民税書類

住民税課税（非課税）証明書の取得について

自治体によっては、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストアの複合機（プリンタ）での出力が可能な場合、郵送での書類請求が可能な場合があります。詳しくは、お住まいだった自治体のHPなどをご確認ください。

Ⅱ 国外転入の場合

2022年1月1日～2022年12月31日までの一年間の国内・国外支給両方の所得がわかる書類（訳文付き）提出が難しい場合⇒申請書の右下の「提出ができない場合」に☑を入れて申請してください。

▶住民税を申告していない



国外転入以外で、住民税を申告されていない保護者の方は、住民税の申告（または確定申告）が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

書類提出・お問い合わせ先

☎ 164-8501

中野区中野4-8-1（区役所3階11番窓口）

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

☎ 03-3228-8754（平日8:30-17:00）